

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出の経過措置に伴う繰越控除明細（別紙）

上場株式等の配当所得等や譲渡所得に関して令和6年度以後は所得税と異なる課税方式の申告はできません。ただし、**下表の各年度で納税通知書が送達する前に上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出をした場合のみ**、市に届け出た所得税と異なる損失を繰越控除として適用できます。

※この様式を使用する場合は市民税・都民税申告書うら面の繰越控除明細欄は使用しないでください。

※この様式は市民税・都民税申告書の別紙であるため必ず申告書と併せて提出してください。

（総合課税方式）

損失の 生じた年度分	（所得税と異なる）前年から繰り越された 損失の金額	本年分で差し引く損失の金額	本年分で差し引くことのできな かった損失の金額
令和3年度分 （令和2年分）			
令和4年度分 （令和3年分）			
令和5年度分 （令和4年分）			

（分離課税方式）

譲渡損失の 生じた年度分	（所得税と異なる）前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引くことのできな かった上場株式等に係る譲渡損 失の金額
令和3年度分 （令和2年分）		（上場株式の譲渡等所得から差し引く部分）	
		（分離課税配当等から差し引く部分）	
令和4年度分 （令和3年分）		（上場株式の譲渡等所得から差し引く部分）	
		（分離課税配当等から差し引く部分）	
令和5年度分 （令和4年分）		（上場株式の譲渡等所得から差し引く部分）	
		（分離課税配当等から差し引く部分）	